

秦野市障害者福祉計画（第4期）（素案）に対する  
パブリック・コメント手続きの実施結果について

1 意見募集期間

平成26年11月15日（土）～12月15日（月）

2 意見募集の周知方法

広報はだの11月15日号及びホームページ

3 素案の公表の方法

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 障害福祉課における閲覧

4 意見提出の方法

郵送、ファックス、電子メール及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

- (1) 件数 1件
- (2) 意見の内容及びその対応等

ア 意見の内容

知的障害者の成年後見について、保護者が後見人になったとしても、保護者自身の高齢化に伴い、後見業務を行うことが困難になるため、法人後見が選択肢の1つとなる必要性がある。しかしながら法人が後見活動を行うには、財政基盤や人材の確保、家庭裁判所の選任などが必要となるなどの難しい状況があるので、現在、法人後見活動を行っている法人の支援と共に法人後見を行おうとする新たな法人の設立支援を施策として検討していただきたい。

イ ご意見に対する考え方及び対応

知的障害に限らず、精神障害や認知症など意思決定が困難な人の権利を擁護する制度である成年後見制度の利用支援体制の確立を図るとの基本方針に基づき、ご意見の趣旨を本計画に反映させていただきました。

（62ページ ◇ 成年後見制度の支援の充実）